

発行元: 税理士法人 のぞみ
相続手続 そうだん室TEL:0263-32-4737
TEL:0263-32-8600長野県松本市城西2-5-12
http://nozomi-tax.jp/

令和4年の相続税申告実績を見てみましょう

令和4年分（令和4年1月～12月）の相続税申告実績の概要と税務調査状況が国税庁より発表されました。

◇相続税申告実績の概要

	令和3年	令和4年	前年対比
死亡者数	1,439,856人	1,569,050人	109.0%
相続税課税対象の被相続人数	134,275人	150,858人	112.4%
課税価格	185,774億円	206,840億円	111.3%
相続税額	24,421億円	27,989億円	114.6%

上記の表によると、死亡者数・相続税課税対象となった被相続人数・相続税課税価格・相続税額のいずれにおいても前年を上まわり、過去最高となったようです。

◇相続税実地調査実績

実地調査件数は前年分6,317件より1,879件増加し、8,196件となっています。そのうち申告漏れ等の非違件数は7,036件で、その割合は85.8%でした。追徴税額は本税・加算税あわせて669億円で、前年分560億円から増加しました。



◇相続税の簡易な接触の実績



税務署からの文書や電話による連絡または来署依頼による面接により、申告漏れや計算誤り等がある申告を是正するなどの接触を「簡易な接触」と言います。令和4年においてはその簡易な接触の件数が15,004件となり、前年分14,730件から274件増加しました。申告漏れ等の非違件数は3,685件となり、追徴税額は本税・加算税あわせて87億円となっています。これは前年分69億円より18億円多く、前年対比125.2%となり、簡易な接触の実績の公表が始まった平成28年以降で最高となったようです。

◇相続税申告漏れが発生しやすい財産：生命保険契約に関する権利

では、実際どんな財産で申告漏れが発生しやすいのでしょうか。ここでは、「生命保険契約に関する権利」をご紹介します。これは、被相続人が保険料を負担し、被相続人以外の方が被保険者である保険契約のことです。例えば、被相続人の子が契約し、孫に対して掛けている生命保険ですが、実際に保険料を負担しているのは被相続人であるようなケースが該当します。申告漏れが発生しやすい理由としては、被相続人の死亡により保険金が支払われるような契約では無いからです。しかし、相続税申告をする際には相続開始時点での解約返戻金相当額を財産に計上しなければならないのです。被相続人の通帳を確認し、保険料の引き落としが無いかチェックしましょう。

